

6 . 広域連携施策の実施

広域連携の仕組みと運用について

| 共同処理制度 | 制度の概要 | 運用状況(H26.7.1現在) |
|----------|---|---|
| 連携協約 | 地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。 | ※地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行)により創設。 |
| 協議会 | 地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。 | ○設置件数:210件 ○主な事務:消防38件(18.1%)、広域行政計画等29件(13.8%)、視聴覚教育22件(10.5%)、 |
| 機関等の共同設置 | 地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。 | ○設置件数:416件 ○主な事務:介護区分認定審査129件(31.0%)、公平委員会115件(27.6%)、障害区分認定審査105件(25.2%) |
| 事務の委託 | 地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。 | ○委託件数:5,979件 ○主な事務:住民票の写し等の交付1,341件(22.4%)、公平委員会1,143件(19.1%)、競艇856件(14.3%) |
| 事務の代替執行 | 地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。 | ※地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行)により創設。 |
| 一部事務組合 | 地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。 | ○設置件数:1,515件 ○主な事務:ごみ処理399件(26.3%)、し尿処理349件(23.0%)、消防276件(18.2%)、救急275件(18.2%) |
| 広域連合 | 地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。 | ○設置件数:115件 ○主な事務:後期高齢者医療51件(44.4%)、介護区分認定審査45件(39.1%)、障害区分認定審査30件(26.1%) |

法人の設立を要しない簡便な仕組み

別法人の設立を要する仕組み

(注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。
 (注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(青森県新産業都市建設事業団)については、なお従前の例によることとされている。

定住自立圏の取組

n 地方圏の人口流出を食い止める「ダム機能」を確保するため、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

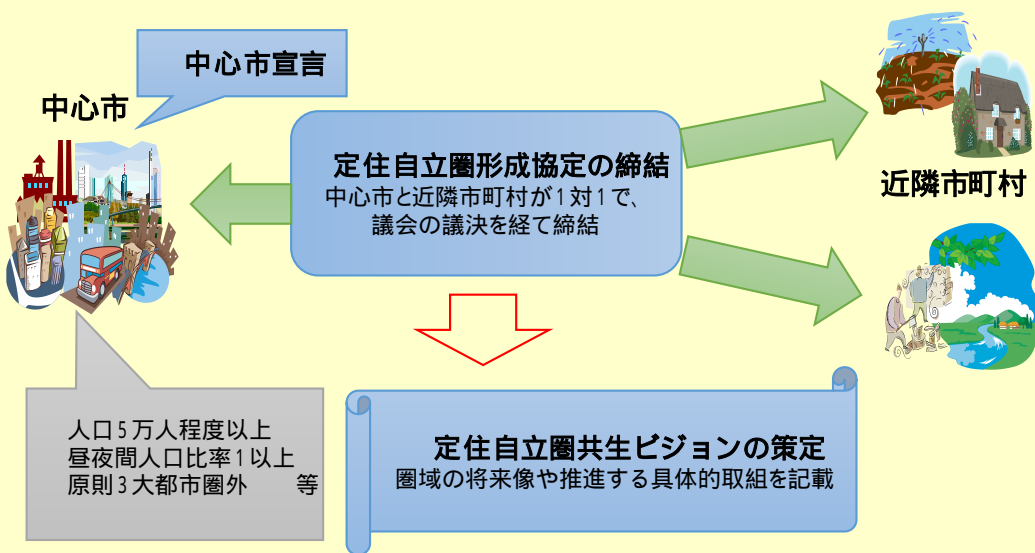
【圏域に求められる役割】

生活機能の強化（医療、福祉、教育、産業振興、環境 等）

結びつきやネットワークの強化（地域公共交通、交通インフラ整備、地産地消、交流移住 等）

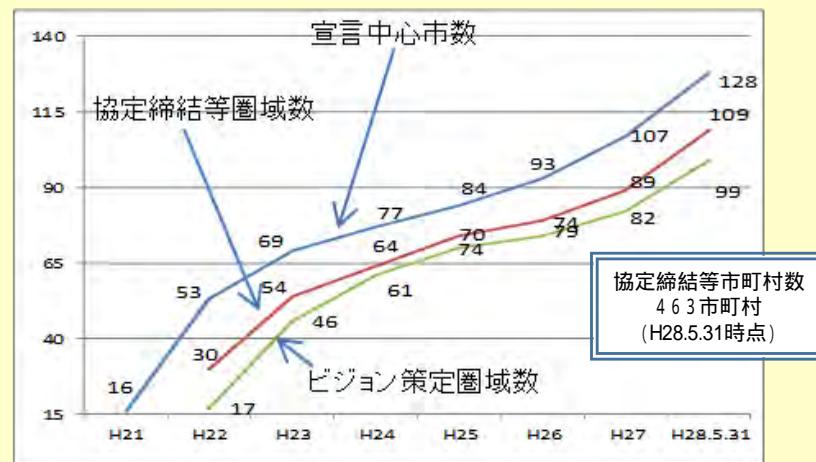
圏域マネジメント能力の強化（合同研修・人事交流、外部専門家の招へい 等）

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2020年(平成32年) 140圏域 (H28.5.31現在 109圏域)
(市町村・圏域数)



H27以前は4月1日時点の数値

定住自立圏構想に対する支援策

定住自立圏共生ビジョンに基づき実施する事業、外部人材の活用や地域医療の確保に要する経費等に対する財政支援
その他、地方債（地域活性化事業債）、関係各省による事業の優先採択 等

連携中枢都市圏の取組

n 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する。

連携中枢都市圏に何が求められているのか

圏域全体の経済成長のけん引

産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等

高次の都市機能の集積・強化

高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度・平成27年度は、連携中枢都市圏の形成を推進するため、国費により支援(21事業)
- 平成28年度予算においても1.3億円を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進
- 平成27年度から 地方交付税措置を講じて全国展開を図る
- 連携中枢都市圏形成のための手続き

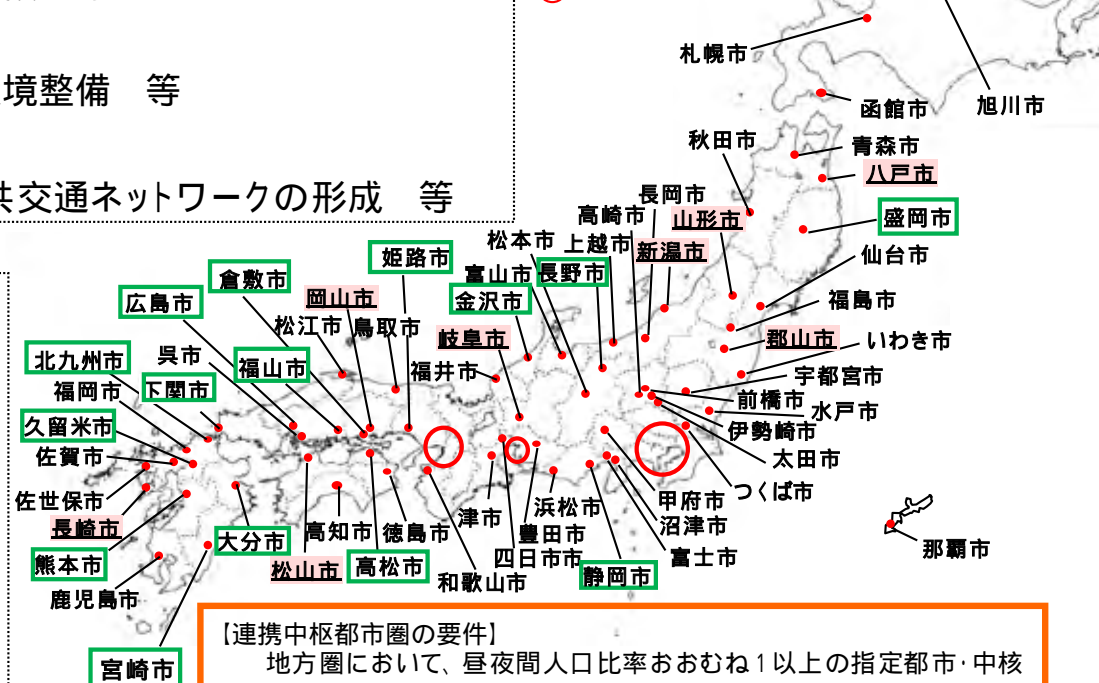
連携中枢都市宣言

連携協約の締結

都市圏ビジョンの策定

出所：総務省ホームページ

は、都市圏を形成している団体(15団体)
 は、平成27年度促進事業実施団体(8団体)
 は、三大都市圏



〔連携中枢都市圏の要件〕

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市(●)と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

ただし、を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。